

## 国民健康保険加入者の皆さんへ ご存じですか？ 高額療養費制度

「高額療養費制度」とは、病気などで医療機関にかかり医療費が高額になった場合に、申請により、一定額を超えた分について「高額療養費」として払い戻しを受けることができる制度です。

### 高額療養費のポイント

- ・高額療養費は、自己負担額から自己負担限度額を差し引いた金額です。
- ・自己負担額（高額療養費の対象となる医療費）の計算方法は、年齢によって異なります。
- ・自己負担限度額（自己負担となる医療費の金額）は、世帯の所得や年齢によって異なります。（下図）
- ・1カ月ごとにかかった医療費で計算します。
- ・食事代や診断書代、保険適用とならない治療などの費用は対象外です。

### 70歳未満の方の計算方法 < 70歳未満の方の自己負担額の考え方 >

- ① 受診者ごとに別々に計算します。
  - ② 受診した医療機関（病院や診療所など）ごとに別々に計算します。
  - ③ 同じ医療機関でも、歯科は別計算。また、入院と外来も別々に計算します。
  - ④ 院外処方箋で調剤を受けたときは、処方した医療機関の医療費と合算します。
- ①～④で別々に計算したもののうち、個々の合計額で21,000円を超えるものが高額療養費の計算の対象になります。
- ・計算の対象となる医療費の合計額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合に、その差額が支給されます。



### 70歳～74歳の方の計算方法

- ・外来は、受診者ごとに自己負担額を合算して、個人ごとの自己負担限度額を超えた分が支給されます。
  - ・入院を含む場合は、すべての自己負担額を合算し、世帯ごとの自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- ※ 70歳～74歳の方の自己負担額は、医療機関の区別なく、すべて合算することができます。

### 申請の際に必要なもの

- ① 国民健康保険被保険者証 ② 1カ月間の医療機関の領収書やレシート（対象分すべて必要） ③ 印鑑 ④ 通帳
- ※ 70歳未満の方または70歳～74歳で市民税非課税世帯の方が入院する場合は、「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、窓口での医療費の支払いがはじめから自己負担限度額までとなります。
- 入院の予定がある方は、① 保険証と③ 印鑑をお持ちの上、入院前に申請してください。

### 図（自己負担限度額）

区分	70歳未満の方		区分	70歳～74歳の方	
	自己負担限度額	4回目以降（※）		外来のみ（個人ごと計算）	外来+入院（世帯ごと計算）
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円	現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降…44,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	一般	12,000円	44,400円
低所得者	35,400円	24,600円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
			低所得者Ⅰ		15,000円

上位所得者…国保税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える場合、所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

低所得者…世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税の場合

※過去12カ月の間に、高額療養費に該当した月が4回以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が引き下げられます。



問合せ先  
市民課 医療保険担当（内線383）

## 厚生連滑川病院に外来化学療法室が新設されました

厚生連滑川病院では、通院で抗がん剤治療を行う外来化学療法室が10月から開設され、専任の看護師のもと、より安全に治療が受けられるようになりました。



▲スピーカー付きクライニングチェア 6床



▲ベッド 2床

また、1床の広さが4.6㎡とゆったりとし、快適に治療を受けられるような環境となりました。

さらに、化学療法における種々の日常的なサポート、アドバイスが行えるスペースを設け、看護師だけでなく薬剤師やそのほか多職種でサポートし、個々に応じた対応を受けることができます。

問合せ先  
厚生連滑川病院 総務課（☎475-1000）

## 「とやまっ子 子育て応援券」有効期限のご確認を！

＝黄色の応援券をお持ちの皆さまは特にご確認ください！＝

「とやまっ子 子育て応援券」については、有効期間は3年間に延長されています（従来は2年間）。黄色の応援券をお持ちの皆さまは、応援券の表紙の記載にかかわらず、「お子さんの3歳の誕生日の前日」までご利用いただけます。

下記の表の「延長後の有効年月日」をご確認いただき、有効期限までにご利用いただきますようお願いいたします。



交付済みの黄色の応援券については、有効期限の記載にかかわらず、3年間（3歳の誕生日の前日まで）有効となります。

### 子育て応援券「有効期限」の確認表

応援券表紙の色	お子さんの生年月日	表紙に記載の有効期限	延長後の有効期限
黄色	平成23年3月31日まで	2歳の誕生日の前日	3歳の誕生日の前日
ピンク色	平成23年4月1日以降	3歳の誕生日の前日	3歳の誕生日の前日

問合せ先  
子ども課（内線325）

## 不妊治療費の助成を希望される皆さまへ

市では、体外受精などの不妊治療を受けているご夫婦に対し、治療費を助成する制度を実施しています。

対象 指定医療機関で体外受精・顕微授精（保険診療以外）を受けた市内在住のご夫婦

助成額 対象となる費用のうち一治療周期につき上限10万円 ※同一年度に3回まで

### 必要書類

- ① 申請書（市民健康センターにあります）
  - ② 指定医療機関の領収書（体外受精・顕微授精にかかる保険診療以外のもの）
  - ③ 妻の加入健康保険証の写し
  - ④ 振込先の通帳またはキャッシュカードの写し（郵便局以外）
  - ⑤ 印鑑（認印）
  - ⑥ 富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書の写し
- ※詳しくは、市民健康センターにお問い合わせください。



問合せ先  
市民健康センター（☎475-8011）

## プレママさんのすこやかセミナー

妊娠中から出産後まで役に立つ骨盤セルフケアとおなかの赤ちゃんを元気に育てるための食生活について楽しく学ぶセミナーです。

とき	12月14日(水) 9:20～14:30ころ（受付 9:00～）
ところ	市民健康センター
対象	平成24年3月～5月に出産予定の方
内容	・骨盤ケアの講義と実技〔助産師担当〕 ・妊娠期の食生活についての講義・簡単調理実習〔管理栄養士担当〕 <b>無料</b>
持ち物	母子健康手帳、エプロン、タオル2本（骨盤セルフケア用）、筆記用具 ※実技指導がありますので、パンツスタイル（ジーンズはさけてスエットなど）でご参加ください。
申込み・問合せ先	市民健康センター（☎475-8011）

## ママと赤ちゃんのふれあひ会

はじめての赤ちゃんを迎えるママの中には、妊娠・出産、そして子育てに戸惑いや不安な気持ちを抱えている方も多いのではないのでしょうか。

妊娠中から出産後も悩みが多い母乳育児を中心に、講義や個別相談を行っています。

とき	12月14日(水) 受付 13:00～13:30
ところ	市民健康センター
対象	お子さんが平成23年9月～11月生まれ
内容	・助産師による講義「妊娠～出産後の乳房管理」 ・保健師による話と実技「ふれあって遊ぼう」 ・妊婦さんと先輩ママさんたちの交流会 ・個別相談…おっぱい相談（助産師）、お子さんの計測、絵本の読み聞かせ体験 など
持ち物	母子健康手帳、タオル2本（おっぱい相談を希望の方）、そのほか必要なもの
申込み・問合せ先	市民健康センター（☎475-8011） （ただし、定員があります。）
備考	おっぱい相談を受けられる方は申し込みの際に予約を入れてください。人数が多い場合、内容を変更することがありますので、ご了承ください。



## 市政情報 メールマガジン 「キラリンメール」



市政トピックス、くらしの情報・イベント情報など、ホットでタイムリーな話題や情報をメールマガジンとしてお届けします。

ご希望の場合は、事前に配信登録が必要です。パソコンの場合は、市のホームページ（「キラリンメール」バナー）へ、携帯電話の場合は、モバイルページ（携帯版ホームページ（<http://www.city.namerikawa.toyama.jp/m/>））へアクセスして、配信登録してください。

問合せ先 企画政策課（内線224）